

令和3年厚木市農業委員会1月定例総会議事録

日 時 令和3年1月25日 月曜日 午後1時30分から午後2時30分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長
13番 堀 池 春 夫 (議長)
農業委員
2番 松 野 勝 4番 新 藤 悦 子
5番 小 澤 隆 7番 難 波 博 文
8番 井 上 謙 治 9番 山 川 宏 司
10番 松 前 進 11番 三 橋 澄 夫

欠席者 1番 市 川 和 典 3番 野 口 政 夫
6番 梅 澤 清 子 12番 早 川 曉 (会長職務代理者)

事務局出席者 事務局長 専任主幹 副主幹兼農地管理係長
都市農業支援担当主幹 農地管理係主事

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告7件)
- 2 農地法第3条の3の規定による届出について (報告11件)
- 3 農地法第18条第6項の規定による通知について (報告1件)
- 4 相続税の納税猶予に関する適格者証明について (報告2件)
- 5 農地法の適用を受けない土地の証明について (報告3件)
- 6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (7件)
- 7 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について (2件)
- 8 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について (5件)
- 9 議案第4号 新規就農者の認定について (1件)
- 10 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について (49件)

<議長>

ただいまの出席委員は9人で定足数に達しております。

本日は、新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から、1番の市川和典委員、3番の野口政夫委員、6番の梅澤清子委員及び12番の早川暁会長職務代理者には欠席をしていただいております。

これより、令和3年厚木市農業委員会1月定例総会を開会いたします。

議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、9番の山川宏司委員と10番の松前進委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。

日程に入ります。

日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告申し上げます。

今回報告する対象は、12月11日から1月12日までに受け付けしたもので、それぞれ届出内容を精査いたしましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理し、受理通知書を交付いたしましたものでございます。

それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。

法第4条につきましては、合計で2件、2筆、面積は491平方メートルでございます。

法第5条につきましては、合計で5件、10筆、面積は1,865.93平方メートルでございます。

法第4条及び第5条の総計は、7件、12筆、面積は2,356.93平方メートルでございます。

届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。
相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、12月11日から1月12日までに受け付けしたもので、それぞれ届出内容を審査いたしましたところ、適法と認められましたことから、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は6人、農地の所有権を取得された相続人は11人、筆数は36筆、面積は17,601.75平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法第18条第6項の規定による通知」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第18条第6項の規定による通知」について、御報告いたします。御報告する案件は1件でございます。

農地の所在地は三田字天神上2筆、登記地目は全て畑、合計面積は1,535平方メートルでございます。

貸人は三田にお住まいのAさん、借人は三田にお住まいのBさんでございます。

令和2年12月20日付けで借人の都合により合意解約がされ、同日に農地の引渡しがあり、令和3年1月5日付けで解約通知書が提出されたものです。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「相続税の納税猶予に関する適格者証明」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<副主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました「相続税の納税猶予に関する適格者証明」について、御報告いたします。

御報告する案件は2件です。

1番でございます。

証明願提出者は、岡田4丁目にお住まいのCさんです。

令和2年2月18日、父のDさんがお亡くなりになったことから農地を相続し、これらの農地について相続税の納税猶予を受けるため、証明願が提出されたものです。

相続税の納税猶予の特例適用となる農地は戸田字立葭1筆、地目は田、面積は986平方メートルです。

本証明願を受け、書類審査及び現地調査を行ったところ、農地として良好に管理されており、また、営農意欲をお伺いしたところ、適格者として判断できましたことから、1月13日付けで適格者証明を交付したものでございます。

続いて2番でございます。

証明願提出者は、小野にお住まいのEさんです。

令和2年4月7日、息子のFさんがお亡くなりになったことから農地を相続し、これらの農地について相続税の納税猶予を受けるため、証明願が提出されたものです。

相続税の納税猶予の特例適用となる農地は小野字榎田6筆、同字神明前6筆及び同字松ノ木谷15筆、地目は田及び畑、合計面積は18,940.61平方メートルです。

本証明願を受け、書類審査及び現地調査を行ったところ、農地として良好に管理されており、また、営農意欲をお伺いしたところ、適格者として判断できましたことから、1月19日付けで適格者証明を交付したものでございます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程5、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<副主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。御報告する案件は3件です。

1番でございます。

申請者は下川入にお住まいのGさん、対象地は猿ヶ島字西久祢1筆、登記地目は田、面積は759平方メートルです。

当該土地は、平成3年頃までは畑として耕作されていましたが、その後、農業用物置が建築され、また、トラクター等農業用機械の置き場として利用され現在に至っているものです。

平成23年度固定資産評価証明書で宅地課税されていること、また、平成22年撮影の航空写真で倉庫敷地として利用されていることが確認できております。

これらの経過を踏まえ、12月10日、梅澤委員及び井上委員立合いのもと現地調査を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないという結論に至り、また、農地法の適用を受けない土地に関する運用指針第2の要件を満たすことから、12月16日付けで非農地証明を交付したものでございます。

続いて2番でございます。

申請者は七沢にお住まいのHさん、対象地は七沢字久保屋敷1筆、登記地目は畑、面積は9.49平方メートルです。

当該土地は、昭和13年頃までは畑として耕作されていましたが、同14年3月頃に戦没者慰霊のための石碑が建立され、以降現在に至っているもので、証明願に添付された写真で、昭和14年建立の文字が確認できております。

申請に先立ち、事前に相談があったため、12月11日、三橋委員立合いのもと現地調査を行ったところ、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないという結論に至り、また、農地法の適用を受けない土地に関する運用指針第2の要件を満たすことから、12月25日付けで非農地証明を交付したものでございます。

最後に3番でございます。

申請者は金田にお住まいのIさん、対象地は金田字台畑下5筆、登記地目は田及び畑、合計面積は1,716平方メートルです。

当該土地は、一部は、昭和45年に砂利採取事業に係る通路として永久転用許可を受け砂利採取業者に貸し付けられ、また、一部は、平成13年に仮設資材置場等として一時転用許可を受け、前述の土地と併せ、事業継承した別法人に貸し付けられていたものです。

しかし、平成16年に事業継承した法人が倒産したことから、一時転用許可を受けた土地が農地に復元されず、平成24年4月から、隣接する生コン製造販売法人に貸し付けられ、以降、当該法人の工場敷地として利用され、現在に至っているものです。

平成19年撮影の航空写真で農地に復元されていないこと、また、平成23年度固定資産評価証明書で雑種地または宅地課税されていることが確認できています。

なお、これらの土地の一部は、一部転用許可がされている土地も含まれていますが、転用許可申請書類の保存期間が経過していることから、許可を受けた範囲が特定できないため、それぞれの筆全体の非農地証明願を受付したものです。

申請に先立ち、事前に相談があったため、11月10日、梅澤委員及び井上委員立合いのもと現地調査を行ったところ、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないという結論に至り、また、農地法の適用を受けない土地に関する運用指針第2の要件を満たすことから、12月24日付けで非農地証明を交付したものでございます。

以上でございます。

<議長>

事務局の報告が終わりましたが、現地を確認されました委員から補足説明がありましたらお願いします。

[補足説明なし]

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程6、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は7件でございます。

1番でございます。

対象となる農地の所在地は飯山字上松堂2筆、地目は全て畑、合計面積は303平方メートルでございます。

渡人は被相続人Jさんの相続人でありまして、清川村煤ヶ谷にお住まいのKさん、清川村煤ヶ谷にお住まいのLさん、清川村煤ヶ谷にお住まいのMさん、清川村煤ヶ谷にお住まいのNさん及び大磯町国府本郷にお住まいのOさんで、受人は清川村煤ヶ谷にお住まいのPさんです。

本申請は、農業経営の安定のための贈与による所有権移転で、茶畑の利用が予定されております。
受人の保有する機械につきましては、耕うん機及びお茶刈り機等。

労働力につきましては、本人、父及び雇用人2人の計4人でございます。

なお、本件は、生前に贈与者と受贈者が、贈与者が死亡することにより効力が生ずる贈与契約を締結しているもので、農地法第3条の許可が必要となるものです。

続いて2番でございます。

対象となる農地は及川字宮ノ西1筆、地目は畑、面積は410平方メートルでございます。

渡人は、及川にお住まいのQさん、受人は及川にお住まいのRさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、管理機、田植機及びコンバイン等。

労働力につきましては、本人及び子の計2人です。

続いて3番でございます。

対象となる農地は及川字大門下2筆、地目は全て田、合計面積は686平方メートルでございます。

渡人は林4丁目にお住まいのSさん、受人は及川にお住まいのRさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、管理機、田植機及びコンバイン等。

労働力につきましては、本人及び子の計2人です。

続いて4番でございます。

対象となる農地は及川字三河尻1筆、地目は田、面積は184平方メートルでございます。

渡人は妻田西3丁目にお住まいのTさん、受人は及川にお住まいのRさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。
受人の保有する機械につきましては、トラクター、管理機、田植機及びコンバイン等。
労働力につきましては、本人及び子の計2人です。

続いて5番でございます。

対象となる農地は関口字棧敷所1筆、地目は田、面積は683平方メートルでございます。

渡人は関口にお住まいのUさん、受人は関口にお住まいのVさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。
受人の保有する機械につきましては、トラクター、管理機、田植機及びコンバイン等。
労働力につきましては、本人、妻及び子2人の計4人です。

続いて6番でございます。

対象となる農地は関口字才戸2筆及び同字御嶽下1筆、地目は全て田、合計面積は1,490平方メートルでございます。

渡人は関口にお住まいのWさん、受人は関口にお住まいのXさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、田植機及びコンバイン等。

労働力につきましては、本人及び雇用人の計2人です。

最後に7番でございます。

対象となる農地は三田字宮ノ上2筆、地目は全て畑、合計面積は1,457平方メートルでございます。

渡人は三田にお住まいのYさん、受人は温水にお住まいのZさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター及び耕うん機等。

労働力につきましては、本人、妻及び子2人の計4人です。

1番から7番までの全てにおいて、農作業常時従事要件及び下限面積について、基準を満たしているものです。

農地法第3条の規定による許可申請の説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

<小澤委員>

7番についてですが、当該地の隣接地が農地造成を行っております。

当該農地造成の手続について、説明願います。

また、当該地は現在耕作されておりませんが、あらためて当該地での営農計画を説明願います。

<農地管理係主事>

農地造成については、面積や盛土高等に応じて、県または市の手続が必要となります。

現在、手元に資料はありませんが、申請地の隣接地については、農地造成の手続がされていない可能性があります。

事務局で確認をし、適正に指導してまいります。

<事務局長>

当該農地造成が行われている農地の所有者と本申請地の所有者は別人でありまして、農地法第3条の規定に基づく審査には影響しないものと認識しております。

本申請とは別となりますが、当該農地造成地については、地元農業委員及び農地利用最適化推進と協力し、適正に指導に当たっていきます。

<難波委員>

当該申請地の所有者については、全部効率利用要件などは確認しているということによろしいですか。

<事務局長>

確認しております。

申請に当たっては、露地野菜の作付けが計画されております。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程6、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手多数]

<議長>

挙手多数。

よって、日程6、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」については、許可することに決しました。

<議長>

続きまして、日程7、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は2件でございます。

初めに1番でございます。

対象となる農地の所在は及川字棚畑1筆、地目は畑、面積は1,346平方メートルの内1,030.09平方メートルです。

申請人は、及川にお住まいのaさんです。

本申請は、自己住宅建設のための転用許可申請です。

農地区分は、市街化区域から500メートル以内かつ農地の広がり10ヘクタール未満の第2種農地です。

申請人は、及川で農業を営んでいますが、自宅が厚木秦野道路建設事業により収用されるため、自宅から近い申請地に自己住宅を移転するため、今回許可申請されたものです。

申請地の東側は道路、西側及び南側は畑、北側は宅地に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を東側に幅7メートルのスロープにて設け、敷地内を転圧・整地の上、自己住宅を建設する計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、東側には土留め合板を新設します。なお、西側は隣接地に新設する間知ブロックを利用する予定となっております。南側及び北側は申請地のほうが低くなるため、被害防除措置は行わない計画となっております。

敷地内の雨水及び汚水処理につきましては、雨水浸透枳及び浄化槽にて敷地内浸透処理する計画となっております。

農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

続いて2番でございます。

対象となる農地の所在は飯山字下亀井1筆、地目は畑、面積は608平方メートルの内398.01平方メートルです。

申請人は、飯山にお住まいのbさんです。

本申請は、農家住宅増築のための転用許可申請です。

農地区分は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

申請人は、飯山で農業を営んでおり、現在介護認定を受けている妻と2人で暮らしていますが、高齢になり、妻を介護しながら農業を続けることが難しくなってきたところ、長男が同居することとなったため、今回申請されたものです。

申請地の東側及び南側は畑、西側は宅地、北側は道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、敷地内を転圧・整地し、農家住宅を増築する計画となっております。なお、出入については、北側及び東側にある既存の出入口を利用します。

隣接地等への被害防除措置として、東側及び南側は農地への出入り口を残し、波板鉄板を新設し、西側は既存の間知ブロックを利用する計画となっております。

敷地内の雨水及び汚水処理につきましては、雨水浸透枳及び浄化槽にて敷地内浸透処理する計画となっております。

農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程7、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程7、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

<議長>

続きまして、日程8、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを御説明申し上げます。

お諮りする案件は5件でございます。

初めに1番でございます。

対象となる農地の所在は上荻野字王子原1筆、地目は畑、面積は891平方メートルです。

受人は上荻野の有限会社c、代表取締役dさん、渡人は下荻野にお住まいのeさんです。

本申請は、所有権移転による駐車場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、住宅の用に供する施設等が連たんする第3種農地です。

受人は、一般運送業を営む法人で、事業が順調なことにより、現在使用している駐車場が足りなくなったことから、本社に近く、国道412号に接していることから利便性の高い申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の東側、南側及び西側は道路、北側は畑に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を東側及び西側に約10メートルのコンクリート舗装にて設け、南側を市道の中心から2.5メートルセットバックの上、敷地内を転圧・整地の上、砂利敷し、10トン車6台分の駐車場スペースとして利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、南側には単管パイプ及び安全柵を新設、北側には緑地帯を設

け、逆L擁壁1メートルから2メートル及びコンクリートブロック1段から3段積を新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請の開発区域の面積が500平方メートルを超えておりますので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

続いて2番でございます。

対象となる農地の所在は三田字沖田2筆、地目は全て田、合計面積は987平方メートルです。

受人は妻田北3丁目の株式会社f、代表取締役gさん、渡人は中荻野にお住まいのhさん及び同所にお住まいのiさんです。

本申請は、賃借権設定による資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、水道管及び下水道管が埋設されている幅員4メートル以上の道路に接しており、2つの教育施設等が500メートル以内に存在する第3種農地です。

受人は建設業を営む法人で、これまでは建設に必要な資材を事業ごとに発注していましたが、資材が安い時期に仕入れてストックしておくことにより、コストの削減や現場で余った資材の保管ができるため、資材置場を探していたところ、本社に近い管理がしやすい申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の東側及び南側は道路、西側は水路、北側は畑に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を南側に約10メートルのコンクリート舗装にて2箇所設け、敷地内を転圧・整地の上、砂利敷し、資材置場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、出入口以外に単管パイプを新設した上で、西側及び北側には土留め鋼板を新設し、北側には緑地帯を設ける計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請の開発区域の面積が500平方メートルを超えておりますので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

続いて3番でございます。

対象となる農地の所在は棚沢字十八ノ域1筆、地目は畑、面積は854平方メートルの内475.99平方メートルです。

受人は棚沢の学校法人j、理事長kさん、渡人は棚沢にお住まいのlさんです。

本申請は、賃借権設定による駐車場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、市街化区域から500メートル以内かつ農地の広がり10ヘクタール未満の第2種農地です。

受人は幼稚園を経営する法人で、現在借りている職員用の自動車及び事業用のバスの駐車場を返却しなければならなくなったことから、現在の駐車場と幼稚園からの距離が同程度である申請地を

選定し、今回申請されたものです。

申請地の東側は駐車場、西側及び北側は畑、南側は道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を南側にアスファルト舗装にて設け、敷地内を転圧・整地の上、砂利敷し、事業用のバス2台及び職員用の自動車12台の駐車場スペースとして利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、東側には高さ1メートルの独立基礎ネットフェンスを、西側はコンクリート板柵土留めを、北側はコンクリートブロック及び高さ1メートルのフェンスを新設する計画となっております。なお、東側には既存のコンクリート板柵土留めが設置されております。

敷地内の雨水処理につきましては、敷地内自然浸透処理する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

続いて4番でございます。

対象となる農地の所在は上荻野字深堀1筆、地目は畑、面積は853平方メートルです。

受人は秦野市曲松1丁目のm有限会社、代表取締役nさん、渡人は上荻野にお住まいのoさんです。

本申請は、賃借権設定による資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

受人は建築工事請負業を営む法人で、これまでは建築工事に必要な資材を事業ごとに現場に配達してもらっていましたが、厚木市での仕事が増えてきたため、市内に資材を保管する場所が必要となり、資材置場を探していたところ、近隣に住宅地がなく騒音等で迷惑をかける心配が少ない申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の東側は畑、西側及び北側は道路、南側は畦畔^{けいはん}に接しております。

土地利用計画図によりますと、敷地内を盛土し、道路と高さを合わせ、西側を市道の中心から2.5メートルセットバックの上、敷地内を転圧・整地し、資材置場として利用しようとするものです。なお、出入口は北側に設ける計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、東側に緑地帯を設け、出入口以外に単管パイプ及び高さ75センチメートルの目隠し板を新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵にて敷地内浸透処理する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請の開発区域の面積が500平方メートルを超えておりますので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

最後に5番でございます。

対象となる農地の所在は愛甲字堀添2筆、地目は田、合計面積は367平方メートルです。

受人は長谷にお住まいのpさん、渡人は愛甲4丁目にお住まいのqさんです。

本申請は、所有権移転及び使用貸借権設定による農業用倉庫建設のための転用許可申請です。

農地区分は農用地で、原則として転用の許可ができない農地区分に該当しますが、本申請のように耕作地の利便性を向上させるための農業用施設を建設する場合は、例外的に許可をすることができるものです。

受人は相川地区を中心に農業を営んでいます。自宅がある長谷に収穫した稲を運ぶことに苦慮していたため、愛甲地区に乾燥機や籾摺り機が入る農業用倉庫を建設し、拠点を移すため、申請地を選定し、今回申請されたものです。なお、当該倉庫は、愛甲地区で農業を営む他の農業者からも施設を利用したい旨の申出があったため、受人と合わせ、15人が当該倉庫を利用いたします。

申請地の東側、西側及び北側は畑、南側は道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、申請地の東側部分については、出入口を南側に幅4メートルで設け、敷地内を転圧・整地の上、コンクリート舗装し、建築面積172.24平方メートルの農業用倉庫を建設し、乾燥機4台及び籾摺り機2台の設置スペース並びに玄米の一時保管スペースとして利用しようとするものです。また、申請地の西側部分については、出入口を南側に設け、敷地内を転圧・整地の上、利用者の駐車スペース及びコンバイン等の農業用機械置場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、申請地の東側部分には出入口以外にコンクリートブロック2段から3段積を新設し、当該南側には高さ120センチメートルのメッシュフェンスを新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水桝にて敷地内浸透処理する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

<松前委員>

3番についてですが、出入口についてあらためて説明願います。

<農地管理係主事>

申請地の南側に出入口を設ける計画となっております。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程8、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 8、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

<議長>

続きまして、日程 9、議案第 4 号「新規就農者の認定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました議案第 4 号「新規就農者の認定」について、御説明申し上げます。
お諮りする案件は 1 件でございます。

申請人は、松枝 1 丁目にお住まいの r さんです。

申請人は、厚木市農業協同組合が行う農業塾の就農コースの全過程を修了しており、新規就農者認定基準に関する要綱第 2 条第 2 項第 1 号の要件を満たしているものです。

また、提出されました新規就農者認定申請書の記載内容から、農業経営に必要な農機具等を有していることが認められ、新規就農者認定基準に関する要綱第 3 条第 2 項に掲げる要件の全てを満たしているものと認められます。

耕作予定農地は及川字開戸 1 筆、地目は畑、面積は 1,016 平方メートルでございます。

通作距離は自宅から 3.10 キロメートルです。

サツマイモ、サトイモ、ダイコンなどの露地野菜の作付けを予定しております。

年間の所得目標は 100 万円。販路といたしましては、J A あつぎの夢未市等の直売所を予定しております。

今後、安定的な農業経営を図るため、新規就農者として認定を受けようとするものです。

説明は以上になります。よろしく御審査たまわりますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 9、議案第 4 号「新規就農者の認定」については、原案のとおり新規就農者として認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程9、議案第4号「新規就農者の認定」については、原案のとおり認定されました。

<議長>

続きまして、日程10、議案第5号「農用地利用集積計画の決定」についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました議案第5号「農用地利用集積計画の決定」について、御説明申し上げます。

利用権設定に係る申出の合計につきましては、49件、99筆、75,549.66平方メートルで、その内新規設定は20件でございます。

権利の種類別の合計につきましては、賃借権が9件、20筆、13472.70平方メートル、使用貸借権が40件、79筆、62,076.96平方メートルでございます。

地目別の合計につきましては、田が25件、51筆、36,244平方メートル、畑が24件、48筆、39,305.66平方メートルでございます。

利用目的別の件数につきましては、水稻が23件、普通畑が24件、水稻及び普通畑が1件及び果樹畑が1件、でございます。

契約期間別の件数につきましては、3年間で45件、6年間で3件及び9年間で1件でございます。

農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

<小澤委員>

2番についてですが、当該解除条件付き法人について、詳細な説明をお願いします。

<都市農業支援担当主幹>

解除条件付き法人とは、一般法人が利用集積計画に基づいて農地を借りる際、適正に農地が管理されない場合には、市が当該貸借契約を解除することができる旨、条件を付けて認めるものでございます。

当該法人は、農地所有適格法人ではないことから、この条件を付けることが必要な法人でございます。

<難波委員>

その解除の事務の所管課はどこになるのでしょうか。

<都市農業支援担当主幹>

厚木市環境農政部農業政策課となります。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程10、議案第5号「農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程10、議案第5号「農用地利用集積計画の決定」については、原案のとおり決定されました。

<議長>

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年厚木市農業委員会1月定例総会を閉会いたします。

令和3年1月25日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
